

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和元年9月20日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和元年9月20日（金）午後3時～ 本庁舎2階災害対策室

2 出席者

企画政策課 永井課長、富田主査

3 件名

総合計画審議会による外部評価意見への対応方針について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 繼続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

- ・質疑等なし

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

平成 30 年 9 月 19 日

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 企画財政部 企画政策課

件 名	総合計画審議会による外部評価意見への対応方針について																																		
現状・課題	<p>平成29年度から、評価の透明性・客觀性の確保、市民目線による施策等の見直し、評価結果の分かりやすさの確保を目的として、9つの施策(戦略の柱)を対象に、総合計画審議会による外部評価を導入し、平成29・30年度の2年間で9つの施策全てを外部評価した。</p> <p>平成31年度は、後期基本計画の策定に向けて、達成度の低い施策や複数の分野への影響が大きい施策という2つの視点から、次の2つの施策を評価対象施策に選定し、集中的に評価・審議を行った。</p> <p>①戦略1-3 子育てしたくなるまちづくり ②戦略3-2 地域拠点がにぎわうまちづくり</p> <p>評価はA・B・C・Dの4段階で行い、①はB評価(やや優れている)、②はC評価(やや劣っている)とされ、今後の改善に向けて①は4項目、②は5項目の意見が出された。</p>																																		
付議事案	目的	総合計画審議会による外部評価において、今後の取組についての改善意見が提案されたため、当該意見を踏まえて施策の推進を図る。																																	
	対応方策	外部評価で提案された意見について、別添のとおり対応する。																																	
論点(決定を要する事項)	外部評価意見への対応方針について																																		
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	<p>【行政評価委員会】 全部長、会計管理者、財政課長、企画政策課長で構成する行政評価委員会で対応方針を協議</p>																																		
スケジュール	<p>R1.9月下旬 議会への行政運営報告(施策評価シート) R1.10.4 白井市総合計画審議会に対応方針を報告</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>有無</th> <th>方法(時期)</th> <th>項目</th> <th>有無</th> <th>方法(時期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例規則</td> <td>無</td> <td></td> <td>報道発表</td> <td>無</td> <td></td> </tr> <tr> <td>議会説明</td> <td>有</td> <td>行政運営報告(R1.9月)</td> <td>広報・HP等</td> <td>有</td> <td>HP(R1.9月)</td> </tr> <tr> <td>市民参加</td> <td>有</td> <td>白井市総合計画審議会(R1.10月)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>付議書公表</td> <td>■ 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 (</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>まで)</td> </tr> </tbody> </table>					項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)	条例規則	無		報道発表	無		議会説明	有	行政運営報告(R1.9月)	広報・HP等	有	HP(R1.9月)	市民参加	有	白井市総合計画審議会(R1.10月)				付議書公表	■ 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 (まで)
項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)																														
条例規則	無		報道発表	無																															
議会説明	有	行政運営報告(R1.9月)	広報・HP等	有	HP(R1.9月)																														
市民参加	有	白井市総合計画審議会(R1.10月)																																	
付議書公表	■ 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 (まで)																														
参考情報	関係法令等																																		
	関係課	子育て支援課・保育課・健康課・学校政策課・教育支援課・生涯学習課・市民活動支援課・危機管理課・障害福祉課・高齢者福祉課・都市計画課																																	
	事業費	千円 (うち特定財源 千円)																																	

外部評価意見への対応方針

戦略1－3 子育てしたくなるまちづくり

外部評価意見	対応方針	担当部
<p>①子育てしたくなるまちづくりは、シビルミニマム(必要最小限度)としての子育て・教育環境を整えることと、白井で子育て・教育することの魅力的な価値を創出することの両面が組み合わさった施策である。ただ、その描き分けが十分ではなく、それぞれに弱いところがあるのが実情である。制度外でもれ落ちている点も含めて、シビルミニマムとしてのラインを定め、その範囲内の充実を図るとともに、白井ならではの子育て・教育環境の特性・個性を明確に打ち出して市内外に発信すること。</p>	<p>【令和2年度】 子育て支援施策について、シビルミニマムのラインを設定することは難しいが、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制を構築し、当事者目線での子育てサービスの提供を行うとともに、根公益的施設誘導地区において開設予定の送迎ステーションと、既存幼稚園との連携した待機児童対策を進める。 教育施策については、シビルミニマムとイコールではないが、全国の学校が共通して取り組む内容として学習指導要領があり、改訂学習指導要領が小学校でスタートする令和2年度は、その円滑な実施と、令和3年度から実施となる白井市教育振興基本計画の策定・周知に取り組む。</p> <p>【中長期的】 白井第二小学校における放課後子ども教室と学童保育の一体化の取組を検証しながら、地域のニーズを踏まえて、他小学校区への拡大を図り、子どもが安心して放課後を過ごしながら、様々な体験もできる機会の拡充を進めるとともに、子育て世代包括支援センターと地域子育て支援拠点が連携し、市民により身近な地域子育て支援拠点での育児支援を進める。 また、令和3年度には、改訂学習指導要領が中学校でスタートすることから、小中学校ともに、改訂学習指導要領で示された「主体的・対話的深い学び」に向けて、継続的に授業改善に取り組む。さらに、学校のICT環境を整備し、教育の情報化を進めるとともに、白井市教育振興基本計画に基づいた事業を実施し、白井の教育の充実を図る。 このような取組を進めながら、市の魅力と合わせて子育て・教育環境の魅力を情報発信していく。</p>	健康子ども部 教育部
<p>②市全体における子育て・教育環境の魅力創出という視点だけではなく、各地域の特性や個性を活かした魅力創出という視点も踏まえること。</p>	<p>【令和2年度】 現在、児童館では地域での身近な親子の居場所として、地域の子どもたちの実情にあった各種事業を実施していることから、引き続きそれぞれの地域における特性に配慮した事業を実施する。 また、地域の人材や地域における取組等について、引き続き小中学校と共有して、地域の多様な人材を活用した教育活動を展開する。</p> <p>【中長期的】 市民環境経済部を中心に、まちづくりの各分野における地域との連携のあり方を整理する中で、地域の子育て支援拠点や児童館での地域特性に応じた事業展開や、教育活動における地域人材の活用について検討し、魅力創出に努める。</p>	市民環境経済部 健康子ども部 教育部

※戦略3－2 地域拠点がにぎわうまちづくり④の対応方針参照

外部評価意見	対応方針	担当部
③子育て・教育という領域内だけにとどまらず、地域や市民・事業者、異分野との積極的な連携を意識的に進めて、そういう連携の中で子育て・教育環境の魅力のすそ野を開いていくこと。	<p>【令和2年度】 地域において多様な活動を行っている市民や市民団体等は多く存在していることから、互いの連携を進め、子育て・教育環境の魅力の向上を図るために、市民環境経済部を中心に、まちづくりの各分野における地域との連携の現状把握に努める。</p> <p>※戦略3－2 地域拠点がにぎわうまちづくり④の対応方針参照</p> <p>【中長期的】 令和2年度における府内での地域との連携の現状把握等により、担当部・課だけでは把握しきれない子育て・教育に関する地域団体や人材といった資源を発掘し、さらに相互の連携・交流を図ることにより、地域ぐるみでの子育て・教育環境の充実に努める。 さらに、白井工業団地や梨農家などを活用したキャリア教育、地域と連携した教育活動を推進するなど、地域の資源を活用しながら子育て・教育環境の魅力を高めていく。</p>	市民環境経済部 健康子ども部 教育部
④産前・保育・教育という一連のつながりの中で、子育て・教育環境に関して、どういう市民ニーズや課題があるかといった実情を丁寧に細かく把握し、それぞれのターゲットに応じた支援やサービスを戦略的に練り上げ、膨らませていくこと。	<p>【令和2年度】 妊娠婦や乳幼児の実情の把握、妊娠や出産などの相談を引き続き実施し、健康子ども部と教育部が連携して、当事者の状況に応じた支援を行う。</p> <p>【中長期的】 こどもプラン策定時においては、市民ニーズの把握や課題の抽出を行い、当事者に寄り添う計画となるよう努めていることから、今後、福祉・教育・医療との連携を図ることにより、子どもや家庭を総合的に支援していくため、個々の子どもや家庭の状況に応じた新たな支援が必要な状況が把握された際は、こどもプランに反映して対応していく。</p>	健康子ども部 教育部

外部評価意見への対応方針

戦略3－2 地域拠点がにぎわうまちづくり

外部評価意見	対応方針	担当部
<p>①まちづくり協議会の設立に向けて、既存の団体でできていることと、できていないことを丁寧に洗い出すプロセスの中で、横のつながりを構築していくこと。また、設立までのステップは地域ごとに異なるため、地域特性に応じたステップの踏み方を整理して、ロードマップ化していくこと。</p>	<p>【令和2年度】 令和元年8月から9月にかけてモデル小学校区の設立準備会（以下「準備会」）を創設し、準備会を構成する各種団体を対象に団体活動棚卸しヒアリング調査を実施する。ヒアリング調査で団体の活動の現状や課題を丁寧に洗い出し、その情報を準備会で全体共有した上で、さらに協議・意見交換を重ねることにより、団体相互の横のつながりを構築していくとともに、まちづくり協議会として取り組むべき課題を洗い出していく。 また、まちづくり協議会設立までのプロセスをロードマップ化し、準備会で共有しながら一歩ずつ着実に取り組んでいくとともに、準備会の進捗状況や意見をもとに、ステップの踏み方を常時見極めながら、地域特性に応じた準備会を推進していく。こうした取組をモデル小学校区を対象に令和2年度上半期までに行うとともに、他の小学校区においてもモデル小学校区の取組と同様にまちづくり協議会が設立できるよう働きかけを行っていく。</p> <p>【中長期的】 他の小学校区においても上記のモデル小学校区の取組と同様に、まちづくり協議会が設立できるよう働きかけを行っていく。</p>	市民環境経済部
<p>②地域課題の把握に当たっては、地域住民が認識しやすい課題だけでなく、認識されづらい課題も掘り起こすことができるよう、高齢化率などの客観的事実、地域のリソースなどを見える化して提供していくこと。また、当該地域で活かしうる地域資源をあぶり出し、共有すること。</p>	<p>【令和2年度】 準備会の中で、自らの小学校区を客観的に把握するために高齢化率をはじめとする人口構成などのデータを提供していく。また、地域資源を見出すために、モデル小学校区住民を対象としたアンケート調査に設問として盛り込むとともに、準備会のグループワークのテーマを「地域の宝」と設定し、地域資源を多方面から掘り起こし、準備会で共有する。</p> <p>【中長期的】 地域の客観的事実や地域資源を見える化させるため、小学校区毎にこれらをとりまとめた（仮称）「地域カルテ」を作成する。</p>	市民環境経済部

外部評価意見	対応方針	担当部
③小学校区単位のまちづくりに関連する部署同士で、まちづくり協議会がどのような意味をもち、どのような可能性が開かれ、各計画や事業とどう関わってくるか、共通認識を図ること。	<p>【令和2年度】 小学校区単位のまちづくりは、防災、防犯、福祉、子育て支援、青少年の育成、環境、健康づくり、コミュニティづくり等、地域の課題に応じ、様々なテーマで活動を推進していくことになり、これまでも小学校区まちづくり支援職員制度の庁内説明会で、その意義や可能性等について説明してきたが、今後も関連する部署に小学校区単位のまちづくりの意義と可能性、各種計画や事業との関わりについてより共通認識を図り、職員全体の意識の向上を図る。</p> <p>【中長期的】 モデル小学校区の小学校区単位のまちづくりの進捗状況や取組等について、関連する部署と共有し、共通認識を図る。</p>	市民環境経済部
④地域における連携は、自治会単位・自治連合会単位・小学校区単位など様々な規模での連携、分野別の連携など多々あるが、それらを分野ごとや部署単位で考えるのでなく、庁内全体で地域における連携をどう捉えていくのか本格的に整理すること。	<p>【令和2年度】 地域の規模・範囲に応じた連携や分野別の連携を庁内全体で検討するため、小学校区単位のまちづくりに関係する防災、防犯、福祉、子育て支援、青少年の育成、環境、健康づくり、コミュニティづくり等に関連する部署における連携の現状把握に努める。</p> <p>【中長期的】 令和2年度に把握した関連部署における連携の実情をもとに、職員意識の向上を図りつつ、庁内で地域における連携について検討しながら、そのあり方の整理を進める。</p>	
⑤様々な個人・家庭の生活実態がある中で、各取組の当事者にその取組がどこまで届いているかを検証した上で、当事者に焦点を合わせて、行政がなすべきこと、市民団体ができることを繰り返し検証して、漏れのない連携体制を充実させていくこと。	<p>【令和2年度】 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、必要なサービスを提供する体制を充実させていくため、引き続きコーディネート機能を発揮させ、地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチングしていく。 また、小学校区まちづくり協議会の取組の中で、地域内での漏れのない連携体制について検討していく。</p> <p>【中長期的】 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング及びネットワーク化により、地域住民主体の多様な生活援助サービスを充実させ、各分野連携のもと、包括的な支援体制の構築を進めていく。 また、小学校区まちづくり協議会の取組の中で、地域内での漏れのない連携体制について検討していく。</p>	市民環境経済部 福祉部 健康子ども部 都市建設部 教育部